

## 「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見及び金融庁の考え方

No.	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	<p>今回の施行規則改正（交付書面にかかる更新回数の表示を省略可能とする）の趣旨について教えていただきたい。</p> <p>（理由等）</p> <p>既存顧客向けのリーフレットや掲示物への更新回数の記載についての考え方として参考にしたいため。</p>	<p>23</p> <p>今回の貸金業法施行規則改正（交付書面に係る更新回数の表示を省略可能とする）の趣旨について教えてほしい。</p>	<p>利用者が貸金業者を選択する段階においては、更新回数は選択の判断の一要素となると考えられることから記載を求めているところです。</p> <p>一方で、貸付けに係る契約締結前の書面、契約締結時の書面及び受取証書の交付時においては、当該利用者に改めて更新回数を提示する必要性が低いものと考えられることから、今回改正するものです。</p>

No.	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
2	全般	<p>貸金業法第15条（貸付条件の広告等）に規定されている貸金業者の登録番号括弧書きの記載についても、同様の規制緩和（改正）をご検討いただきたい。</p> <p>（理由等）</p> <p>以下①②から、貸金業者は広告上に金融庁HP「登録貸金業者情報検索サービス」等のURLを記載する方法等（登録番号に関する情報を記載しないことを含む）を採った場合でも、法令の主旨に沿った対応は可能なものと考えており、これらの方策が認められることで貸金業者の対応負荷軽減、ひいては、顧客へのより良いサービス提供につなげることができるものと思料します。</p> <p>①当該条文は悪徳貸金業者を見分けるための記載要件と理解も、登録番号の括弧書きのみで悪徳貸金業者を見分けることは実質困難。</p> <p>②顧客自らが登録番号の括弧書きを確認したい場合には、金融庁HP「登録貸金業者情報検索サービス」等で確認が可能。</p> <p>事業者として、内容によって登録番号の括弧書きの有無が混在することは業務運営が煩雑となるため。</p>	27 貸金業法第15条（貸付条件の広告等）に規定されている貸金業者の登録番号括弧書きの記載についても、同様の規制緩和（改正）を検討してほしい。	更新回数は、その回数が多いことで、当該貸金業者が登録を取り消されることなく、長く貸金業を営んできていることがわかるものであり、資金需要者等が貸金業者を選択する際の一要素となっていると考えられることから、貸付条件の広告を行う場合には、表示されるべきものと考えます。

No.	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
3	全般	<p>今回の施行規則改正において貸金業法第15条については、対象外となっているが、登録更新時の差し替えによる大量に廃棄する書面や、作業コスト等を減らすため、例えば、更新回数表示の趣旨はふまえつつ掲載を必要とする対象を限定していくことをご検討いただきたい。</p> <p>(理由等)</p> <p>今回対象となっていない広告・勧誘についても将来的に一定程度限定化して欲しいため。</p>	<p>28</p> <p>今回の貸金業法施行規則改正において貸金業法第15条については対象外となっているが、登録更新時の差し替えにより大量に廃棄する書面や作業コスト等を減らすため、例えば更新回数表示の趣旨は踏まえつつ掲載を必要とする対象を限定していくことを検討してほしい。</p>	<p>更新回数は、その回数が多いことで、当該貸金業者が登録を取り消されることなく、長く貸金業を営んできていることがわかるものであり、資金需要者等が貸金業者を選択する際の一要素となっていると考えられることから、貸付条件の広告を行う場合には、表示されるべきものと考えます。</p>

No.	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
4	全般	<p>交付書面について更新回数の記載を省略可能とした趣旨の一つとして、登録番号更新時の書類差し替え等で大量の書面等の廃棄が必要となることについて配慮したものと考えています。</p> <p>貸金業者が登録更新時に大量の書面を廃棄するものとして店舗に掲示しているポスターや、商品やサービスの利用について案内するリーフレット等があります。</p> <p>通常、貸金業者の店舗には見やすい位置に更新回数を表示した標識が必ず掲示されており、このような事例を踏まえると貸金業者が店内に設置又は掲示するポスターやサービス利用案内のリーフレット等については、必ずしも更新回数を表示する必要はないと考えてよいか。</p> <p>(店舗に掲示が必要な貸付条件表には社名や登録番号、更新回数の記載が必要とされていないのは標識があるためと考えられます。)</p> <p>(理由等)</p> <p>最も差し替え費用のかかる店頭等にあるリーフレット類について差し替えを不要としたいため。</p>	<p>29 交付書面について更新回数の記載を省略可能とした趣旨の一つとして、登録番号更新時の書類差し替え等で大量の書面等の廃棄が必要となることについて配慮したものと考える。</p> <p>貸金業者が登録更新時に大量の書面を廃棄するものとして店舗に掲示しているポスターや、商品やサービスの利用について案内するリーフレット等がある。</p> <p>通常、貸金業者の店舗には見やすい位置に更新回数を表示した標識が必ず掲示されており、このような事例を踏まえると貸金業者が店内に設置又は掲示するポスターやサービス利用案内のリーフレット等については、必ずしも更新回数を表示する必要はないと考えてよいか。(店舗に掲示が必要な貸付条件表には社名、登録番号や更新回数の記載が必要とされていないのは標識があるためと考えられる。)</p>	<p>更新回数は、その回数が多いことで、当該貸金業者が登録を取り消されることなく、長く貸金業を営んできていることがわかるものであり、資金需要者等が貸金業者を選択する際の一要素となっていると考えられることから、貸付条件の広告を行う場合には、表示されるべきものと考えます。</p>

No.	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
5	全般	<p>交付書面について更新回数の記載を省略可能とした趣旨は、既に申込や契約を締結している顧客には、必ずしも改めて当該貸金業者の業歴を表す更新回数を表示する必要がないためであると考えています。</p> <p>このような考え方に基づき、既存顧客に向けたサービスの案内（インターネットで返済が可能、銀行口座への振込みが可能、利用額の見直しが可能等）に使用する書面やチラシについても、必ずしも更新回数を表示する必要はないと考えてよいか。</p> <p>（理由等）</p> <p>法第15条に定める貸付の条件として保守的に見ている、「インターネット返済が可能」、「利用額の見直し」等の用語が含まれるかどうかを確認し可能であれば見直したいため。</p>	<p>30 交付書面について更新回数の記載を省略可能とした趣旨は、既に申込みや契約を締結している顧客には、必ずしも改めて当該貸金業者の業歴を表す更新回数を表示する必要がないためであると考えている。</p> <p>このような考え方に基づき、既存顧客に向けたサービスの案内（インターネットで返済が可能、銀行口座への振込みが可能、利用額の見直しが可能等）に使用する書面やチラシについても、必ずしも更新回数を表示する必要はないと考えてよいか。</p>	<p>貸金業法第15条、貸金業法施行規則第12条及び貸金業者向け監督指針に規定する貸付条件の広告に該当する場合は、更新回数の記載が必要と考えます。</p>
6	<p>貸金業法施行規則 12条の2（契約締結前の書面の交付） 13条（契約締結時の書面の交付） 15条（受取証書の交付） 登録番号の括弧書きについて</p>	<p>貸金業者の登録番号括弧書きの旧番号について、登録更新後も表示されることについても許容されると考えてよいか。</p> <p>（理由等）</p> <p>該当書面において今後記載省略を進めるにおいて、過渡期に発生しうる状況について確認させていただくため。</p>	<p>31 貸金業者の登録番号括弧書きの旧番号について、登録更新後も表示されることについても許容されると考えてよいか。</p>	<p>資金需要者等の誤認防止の観点から、更新前の登録回数が表示された書面の使用は認められません。</p>